

出張美容の手引き（高知市）

令和3年3月1日
高知市保健所 生活食品課
088-822-0588

1 出張美容とは

出張美容とは、美容師が美容所以外の場所において美容の業を行うことです。

2 美容の業を行う場所（出張美容について）

美容師は、政令で定める特別の事情がある場合を除き、美容所以外の場所で美容の業を行うことはできません。

美容所以外は、原則禁止 *法第7条



「政令で定める特別の事情」に該当するか？

↓ 該当する

↓ 該当しない

出張美容が可能
届出が必要な場合あり



出張美容は不可

3 出張美容が可能な場合とは

だれにでもどこにでも制限なく出張美容できるわけではありません。

以下の(1)～(3)の場合のみ、出張美容が可能です。 *美容師法施行令第4条

(1) 疾病その他の理由により、美容所に来ることができない者に対して美容を行う場合



① 疾病の状態にある場合のほか、骨折、認知症、障害、寝たきり等の要介護状態にある等の状態にある者であって、その状態の程度や生活環境に鑑み、社会通念上、理容所又は美容所に来ることが困難であると認められるもの



② 自宅等において、常時、家族である乳幼児の育児又は重度の要介護状態にある高齢者等の介護を行っている者であって、その他の家族の援助や行政等による育児又は介護サービスを利用することが困難であり、仮に、自宅等に育児又は介護を受けている家族を残して理容所又は美容所に行った場合には、当該家族の安全性を確保することが困難になると認められるもの

注：このほか詳細は「平成28年3月24日付け事務連絡 別紙Q&A」

(2) 婚礼その他の儀式に参列する者に対してその儀式の直前に美容を行う場合



(3) 高知市が条例で定める場合

① 司法警察職員等の求めにより、被疑者等に対して美容を行う場合

② 社会福祉法第2条第2項に規定する第一種社会福祉事業に係る施設に入所している者に対して美容を行う場合

特別養護老人ホームなど

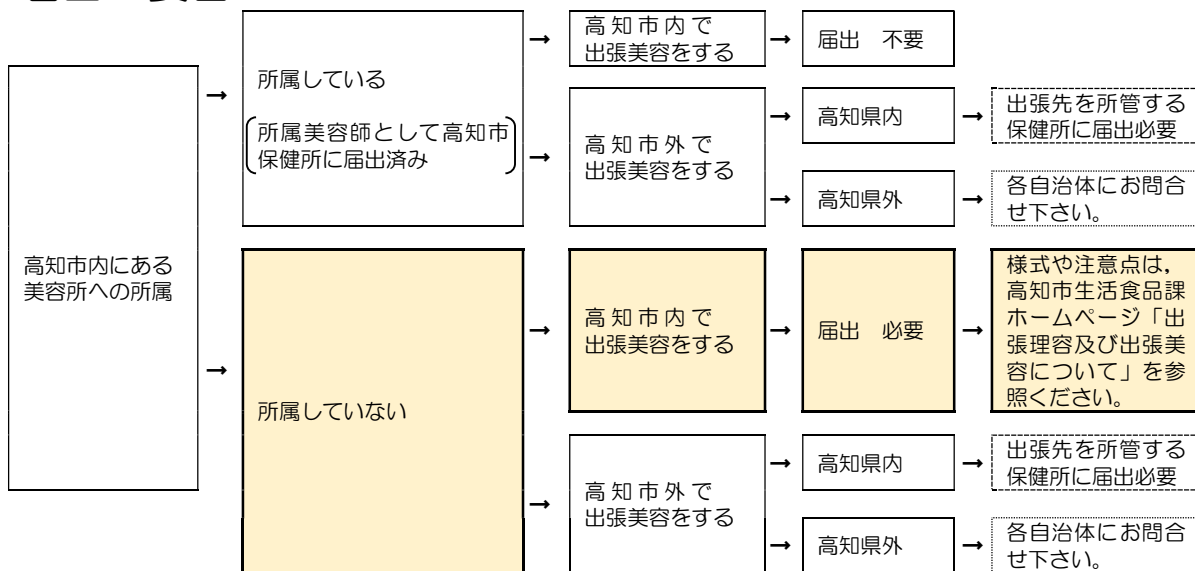
③ 高知市長が特別の事情があると認めた場合



4 守るべき内容

届出の要否に関わらず、高知市内で出張美容を行う場合は、作業環境、携行品等、管理、衛生的取扱い等、消毒、自主管理体制について「[出張理容・出張美容に関する衛生管理要領\(平成19年10月4日健発第1004002号別添\)](#)」を遵守してください。

5 届出の要否



6 法令

美容師法

(美容所以外の場所における営業の禁止)

第七条 美容師は、美容所以外の場所において、美容の業をしてはならない。ただし、政令で定める特別の事情がある場合には、この限りでない

美容師法施行令

(美容所以外の場所で業務を行うことができる場合)

第四条 美容師が法第七条ただし書の規定により美容所以外の場所において業を行うことができる場合は、次のとおりとする。

- 一 疾病その他の理由により、美容所に来ることができない者に対して美容を行う場合
- 二 婚礼その他の儀式に参列する者に対してその儀式の直前に美容を行う場合
- 三 前二号のほか、都道府県（地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の規定に基づく政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）又は特別区にあつては、市又は特別区）が条例で定める場合

高知市美容の業を行うときに講ずべき衛生措置等に関する条例

(美容所以外の場所で業務を行うことができる場合)

第4条 政令第4条第3号の条例で定める場合は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 司法警察職員(刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第39条第3号に規定する者をいう。)等の求めにより、被疑者等に対して美容を行う場合
- (2) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項に規定する第一種社会福祉事業に係る施設に入所している者に対して美容を行う場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別の事情があると認めた場合